

V. 參考資料

1. 大川市男女共同参画推進条例

(令和三十年三月二十八日大川市条例第二号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 基本的施策等(第11条―第22条)

第3章 大川市男女共同参画審議会(第23条)

第4章 雑則(第24条)

付則

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきた。

大川市(以下「本市」という。)においても、男女共同参画を推進するため、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が求められている。

ここに本市は、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、性に関わりなく、市民の人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 市民 国籍を問わず、市内に居住する者、通勤する者、通学する者、その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (5) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (6) 地域組織 市内の自治組織、町内公民館その他の地域で活動する団体をいう。
- (7) 教育に携わる者 幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において教育に携わる

者をいう。

- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、言語的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。
- (9) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。

(基本理念)

第3条 市、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進するものとする。

- (1) 男女が個人として、尊厳が重んぜられ、直接的又は間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 教育の果たす役割の重要性に鑑み、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女共同参画社会の実現に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、各種施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、議会、市民、事業者等、地域組織及び教育に携わる者と協働し、取り組みなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するために、全庁的な連携体制を整備し、施策を実施するための必要な財政上の措置を講じなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、議決機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活と家事、子育て、介護等の家庭生活その他の生活を両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等は、従業員等に男女共同参画に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(地域組織の責務)

第8条 地域組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることに鑑み、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第10条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害を行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するときは、第23条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者等及び地域組織(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(政策立案及び方針決定の過程における男女共同参画)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保しなければならない。

2 市は、審議会等における委員を任命し、又は委嘱する場合において、その委員を構成する男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、性別に関わりなく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、就業環境の整備に取り組むとともに、能力向上の機会を確保しなければならない。

4 市は、事業者等における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

5 市は、地域組織における方針の立案及び決定の過程に、男女が共に参画できる機会を確保するため、地域組織に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。

(啓発及び広報)

第13条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めよう、啓発及び広報活動を行うものとする。

(教育の充実)

第14条 市は、幼児教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立に対する支援)

第16条 市は、家族を構成する個人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(事業者等及び地域組織への支援)

第17条 市は、事業者等及び地域組織が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な支援を行うとともに、連携を図るものとする。

(拠点等の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点等の整備を図るものとする。

(暴力等の防止及び被害者等に対する支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びハラスメントを防止するため必要な施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関との連携による適切な支援を行うものとする。

(防災及び復興分野における施策)

第20条 市は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被災者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講じるものとする。

(相談)

第21条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、市民等からの相談があった場合は、関係機関と連携を図り、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条に規定する大川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第3章 大川市男女共同参画審議会

(大川市男女共同参画審議会の設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項及び前条に規定する苦情の処理について調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
 - (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。
- 3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2. 大川市男女共同参画審議会規則

V

参考資料

(趣旨)

第1条 この規則は、大川市男女共同参画推進条例(平成30年大川市条例第2号)第23条の規定に基づき、大川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会で諮問中の案件等があり、かつ、審議会からの答申前に委員の任期が満了する場合には、答申を行う日まで委員の任期を延長するものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

3. 大川市男女共同参画推進 本部設置要綱

(設置)

第1条 大川市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、大川市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(組織)

第2条 本部は、次の各号に掲げるものをもって構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 人事秘書課長、総務課長、健康課長、福祉事務所長、子ども未来課長、子ども未来課主幹、インテリア課長、農業水産課長、地域支援課長、都市計画課長、教育委員会学校教育課長、生涯学習課長及び企画課長

(所掌事務)

第3条 本部は、男女共同参画の施策に関する次の各号に掲げる事項を掌理する。

- (1) 重点施策の基本的事項に関すること。
- (2) 大川市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (3) 課相互の間又は課若しくは行政委員会等の間において、特に連絡調整又は協議検討を必要とする事項に関すること。
- (4) 他市町村との間に特に連絡調整を必要とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本部長が必要と認めること。

(会議)

第4条 本部の会議は、随時開催することとする。

- 2 会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 副本部長及び本部員は、会議に付議すべき議案のうち、急を要するものがあるときは、会議の開催を要求することができる。

(部会)

第5条 本部は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき部会員は、本部長が別に定める。
- 3 部会に部会長をおき、部会長は部会に属する部会員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を本部長に報告しなければならない。
- 5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

(幹事)

第6条 本部に幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、企画課長を、幹事は企画課員をもって充てる。
- 3 幹事長及び幹事は、本部長の命を受け常に会議に出席して、会議の事務を整理し、かつ、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4. 大川市男女共同参画審議会委員名簿

(2021年3月現在)

No.	委員名	備 考
会 長	倉富 史枝	学識経験者
副会長	中西 雪夫	教育分野関係
1	津村 洋一郎	産業分野関係
2	杉 利夫	地域分野関係 (任期：2020年4月1日～)
3	大野 智恵美	社会分野関係
4	船原 由起子	社会分野関係 (任期：2020年4月1日～)
5	佐藤 博	労働分野関係 (任期：2020年4月1日～)
6	石橋 久美子	教育分野関係 (任期：2020年4月1日～)
7	松藤 貴子	市民公募
8	古賀 芳史	市民公募

5. 諮問書

大川企企第24号
令和2年9月16日

大川市男女共同参画審議会

会長 倉富史枝 殿

大川市長 倉重良一

大川市第3次男女共同参画計画について（諮問）

大川市男女共同参画推進条例（平成30年3月28日条例第2号）
第11条第2項の規定に基づき、大川市第3次男女共同参画計画の
策定にあたり、貴会の意見を求めます。

6. 答申書

令和3年3月18日

大川市長 倉重良一 殿

大川市男女共同参画審議会
会長 倉富史枝

第3次大川市男女共同参画計画について（答申）

令和2年9月16日付け大川企企第24号で諮問があった、第3次大川市男女共同参画計画について、大川市男女共同参画推進条例第23条第2項第2号に基づき、下記のとおり答申する。

記

第3次大川市男女共同参画計画（案）について、男女共同参画計画審議会において、諮問に基づき慎重に審議を重ねてきたところであるが、基本理念、基本計画ともに原案の内容については概ね妥当なものと認められる。

なお、本計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、広く市民の理解と協力を求め、計画的な行財政運営を着実に実行し、目標が達成できるよう効果的、効率的な施策の実施に留意されたい。

7. 計画策定の経過

期 日		内 容
令和元年	12月	男女共同参画に関する市民意識調査の実施 無作為抽出による市内在住の20歳以上の男女2,000人
令和2年	8月12日	第1回 男女共同参画推進主任者部会 第2次後期実施計画の事業実施状況
	9月16日	第1回 大川市男女共同参画審議会 市民意識調査結果の概要報告 第2次後期実施計画の成果と課題について 第3次計画の体系と構成(案)について
	10月29日	第2回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画(案)について 重点的な取組(案)について
	11月12日	第2回 男女共同参画推進主任者部会 第2次後期実施計画の事業実施状況
	12月22日	第3回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画(素案)について
令和3年	1月15日	第1回 大川市男女共同参画推進本部会議 第3次計画(素案)について
	1月28日	第4回 大川市男女共同参画審議会 (書面会議により開催) 第3次計画の答申(案)について
	2月8日 ～22日	パブリックコメント実施 2月1日号市報及び大川市ホームページにて募集
	3月18日	第5回 大川市男女共同参画審議会 第3次計画の答申(案)について
	3月18日	大川市男女共同参画審議会から大川市長へ答申